

同年月日	年 月 日	常務理事	事務長	扱 者	被扶養者 者職別
支払年月日	年 月 日				
支 払 額	拾万 千 百 拾 円				
法定	年 月 日	資 得	年 月 日	前 始	年 月 日
附加	年 月 日	格 喪	年 月 日	回 終	年 月 日
法定	年 月 日	法第55条	該当・不該当	入院期間	年 月 日から
附加	年 月 日	標準報酬月額			年 月 日まで
分べんの日	年 月 日				円

(該当条文法第五十条・五七条)

健康保険 出産手当金・出産手当附加金請求書 ① (第 回)

② 被保険者 証の記号と 番号	第 号	③ 被保険者 の氏名と印	④ 印
⑤ 被保険者 の現住所	方		
⑥ 被保険者の勤 務する事業所名			
⑦ 被保険者の資格 を取得した日	年 月 日	⑧ 被保険者の標 準報酬月額	円
(A) この請求は分べん前のも の分ですか、分べん後のもの 分ですか	分べん前	分べん後	
(B) 分べん前のときは、分べん 予定日、分べん後のときは、 分べんの日	年 月 日	分べん 分べん予定	
⑩ 分べんのため 休んだ期間	年 月 日 から	年 月 日 まで	日間
(A) うえの⑩に書いた期間分の報酬 (賃金)を受けましたか、又は受 けられますか	受けた	受けない	受けられない
(B) 報酬支払を受けたときは又 は受けられるときは、その報 酬額と分べん額との基礎とな った(なる)期間	年 月 日 から	年 月 日 まで	円
(A) 入院して分べんしましたか、 入院しないで分べんしましたか	入院分べん	入院外分べん	
(B) ⑦ 病 院 又は 産院名	⑧ 病院又 は産院の 所在地		
⑨ 入院して分べんした 期 間	年 月 日 から	年 月 日 まで	日間
⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿	⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿		
⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿	⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿		
⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿	⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿		

(規則第六二条)

領 収 書

金 円也領収いたしました。

年 月 日

健康保険組合理事長殿

氏 名

印

※ 交付日付印

(被保険者への) 注 意 事 項

- ① および②は、「賃金支払内訳票など」をみればわかります。
- ③は、「分べん、分べん予定」の別、④(A)の(ア)および⑤の(ア)を丸でかこんで下さい。なお、⑥の(ア)は、「受けられない」場合又は「受けられない」場合、両方の事項を丸でかこんで下さい。
- ⑦は、「賃金支払内訳票など」をみればわかります。
- ⑧は、「分べん、分べん予定」の別、⑨(A)の(ア)および⑩の(ア)を丸でかこんで下さい。なお、⑪の(ア)は、「受けられない」場合又は「受けられない」場合、両方の事項を丸でかこんで下さい。
- ⑫は、「賃金支払内訳票など」をみればわかります。
- ⑬は、「分べん、分べん予定」の別、⑭(A)の(ア)および⑮の(ア)を丸でかこんで下さい。なお、⑯の(ア)は、「受けられない」場合又は「受けられない」場合、両方の事項を丸でかこんで下さい。
- ⑰は、「賃金支払内訳票など」をみればわかります。
- ⑱は、「分べん、分べん予定」の別、⑲(A)の(ア)および⑳の(ア)を丸でかこんで下さい。なお、㉑の(ア)は、「受けられない」場合又は「受けられない」場合、両方の事項を丸でかこんで下さい。
- ⑳は、「賃金支払内訳票など」をみればわかります。
- ㉑は、「分べん、分べん予定」の別、㉑(A)の(ア)および㉒の(ア)を丸でかこんで下さい。なお、㉓の(ア)は、「受けられない」場合又は「受けられない」場合、両方の事項を丸でかこんで下さい。
- ㉔は、「賃金支払内訳票など」をみればわかります。
- ㉕は、「分べん、分べん予定」の別、㉕(A)の(ア)および㉖の(ア)を丸でかこんで下さい。なお、㉗の(ア)は、「受けられない」場合又は「受けられない」場合、両方の事項を丸でかこんで下さい。
- ㉘は、「賃金支払内訳票など」をみればわかります。
- ㉙は、「分べん、分べん予定」の別、㉙(A)の(ア)および㉚の(ア)を丸でかこんで下さい。なお、㉛の(ア)は、「受けられない」場合又は「受けられない」場合、両方の事項を丸でかこんで下さい。
- ㉜は、「賃金支払内訳票など」をみればわかります。
- ㉝は、「分べん、分べん予定」の別、㉝(A)の(ア)および㉞の(ア)を丸でかこんで下さい。なお、㉟の(ア)は、「受けられない」場合又は「受けられない」場合、両方の事項を丸でかこんで下さい。
- ㊱は、「賃金支払内訳票など」をみればわかります。
- ㊲は、「分べん、分べん予定」の別、㊲(A)の(ア)および㊳の(ア)を丸でかこんで下さい。なお、㊴の(ア)は、「受けられない」場合又は「受けられない」場合、両方の事項を丸でかこんで下さい。
- ㊵は、「賃金支払内訳票など」をみればわかります。
- ㊶は、「分べん、分べん予定」の別、㊶(A)の(ア)および㊷の(ア)を丸でかこんで下さい。なお、㊸の(ア)は、「受けられない」場合又は「受けられない」場合、両方の事項を丸でかこんで下さい。
- ㊹は、「賃金支払内訳票など」をみればわかります。
- ㊺は、「分べん、分べん予定」の別、㊺(A)の(ア)および㊻の(ア)を丸でかこんで下さい。なお、㊼の(ア)は、「受けられない」場合又は「受けられない」場合、両方の事項を丸でかこんで下さい。
- ㊽は、「賃金支払内訳票など」をみればわかります。
- ㊾は、「分べん、分べん予定」の別、㊾(A)の(ア)および㊿の(ア)を丸でかこんで下さい。なお、㊿の(ア)は、「受けられない」場合又は「受けられない」場合、両方の事項を丸でかこんで下さい。

日本法令 健組23615改

なお、この書面に記載する個人情報を健保組合が公表している利用目的のために取得・利用・第三者提供することに同意いたします。

(事業主への) 注 意 事 項

- ①の⑦と⑧にわたるときは、両欄にわたって記載して下さい。
- ⑨の⑨の欄は、現在までも、将来も支給しないときは、「支給しない」と記載して下さい。
- ⑩の⑩の欄は、現在までも、将来も支給しないときは、「支給しない」と記載して下さい。
- ⑪の⑪の欄は、現在までも、将来も支給しないときは、「支給しない」と記載して下さい。
- ⑫の⑫の欄は、現在までも、将来も支給しないときは、「支給しない」と記載して下さい。
- ⑬の⑬の欄は、現在までも、将来も支給しないときは、「支給しない」と記載して下さい。
- ⑭の⑭の欄は、現在までも、将来も支給しないときは、「支給しない」と記載して下さい。
- ⑮の⑮の欄は、現在までも、将来も支給しないときは、「支給しない」と記載して下さい。
- ⑯の⑯の欄は、現在までも、将来も支給しないときは、「支給しない」と記載して下さい。
- ⑰の⑰の欄は、現在までも、将来も支給しないときは、「支給しない」と記載して下さい。
- ⑱の⑱の欄は、現在までも、将来も支給しないときは、「支給しない」と記載して下さい。
- ㉑の㉑の欄は、現在までも、将来も支給しないときは、「支給しない」と記載して下さい。
- ㉒の㉒の欄は、現在までも、将来も支給しないときは、「支給しない」と記載して下さい。
- ㉓の㉓の欄は、現在までも、将来も支給しないときは、「支給しない」と記載して下さい。
- ㉔の㉔の欄は、現在までも、将来も支給しないときは、「支給しない」と記載して下さい。
- ㉕の㉕の欄は、現在までも、将来も支給しないときは、「支給しない」と記載して下さい。
- ㉖の㉖の欄は、現在までも、将来も支給しないときは、「支給しない」と記載して下さい。
- ㉗の㉗の欄は、現在までも、将来も支給しないときは、「支給しない」と記載して下さい。
- ㉘の㉘の欄は、現在までも、将来も支給しないときは、「支給しない」と記載して下さい。
- ㉙の㉙の欄は、現在までも、将来も支給しないときは、「支給しない」と記載して下さい。
- ㉚の㉚の欄は、現在までも、将来も支給しないときは、「支給しない」と記載して下さい。
- ㉛の㉛の欄は、現在までも、将来も支給しないときは、「支給しない」と記載して下さい。
- ㉜の㉜の欄は、現在までも、将来も支給しないときは、「支給しない」と記載して下さい。
- ㉝の㉝の欄は、現在までも、将来も支給しないときは、「支給しない」と記載して下さい。
- ㉞の㉞の欄は、現在までも、将来も支給しないときは、「支給しない」と記載して下さい。
- ㉟の㉟の欄は、現在までも、将来も支給しないときは、「支給しない」と記載して下さい。
- ㊱の㊱の欄は、現在までも、将来も支給しないときは、「支給しない」と記載して下さい。
- ㊲の㊲の欄は、現在までも、将来も支給しないときは、「支給しない」と記載して下さい。
- ㊳の㊳の欄は、現在までも、将来も支給しないときは、「支給しない」と記載して下さい。
- ㊴の㊴の欄は、現在までも、将来も支給しないときは、「支給しない」と記載して下さい。
- ㊵の㊵の欄は、現在までも、将来も支給しないときは、「支給しない」と記載して下さい。
- ㊶の㊶の欄は、現在までも、将来も支給しないときは、「支給しない」と記載して下さい。
- ㊷の㊷の欄は、現在までも、将来も支給しないときは、「支給しない」と記載して下さい。
- ㊸の㊸の欄は、現在までも、将来も支給しないときは、「支給しない」と記載して下さい。
- ㊹の㊹の欄は、現在までも、将来も支給しないときは、「支給しない」と記載して下さい。
- ㊺の㊺の欄は、現在までも、将来も支給しないときは、「支給しない」と記載して下さい。
- ㊻の㊻の欄は、現在までも、将来も支給しないときは、「支給しない」と記載して下さい。
- ㊼の㊼の欄は、現在までも、将来も支給しないときは、「支給しない」と記載して下さい。
- ㊽の㊽の欄は、現在までも、将来も支給しないときは、「支給しない」と記載して下さい。
- ㊾の㊾の欄は、現在までも、将来も支給しないときは、「支給しない」と記載して下さい。
- ㊿の㊿の欄は、現在までも、将来も支給しないときは、「支給しない」と記載して下さい。

⑬ 労務に服さな かった期間	年 月 日 から 年 月 日 まで	日間
⑭ うえの 期間中 の分と して支 払う報 酬関係	⑰ 全額支給した場合 又は支給する場合	年 月 日 から 金 円 (口額) 年 月 日 まで (月 日支払) (金 円)
	⑱ 一部支給した場合 又は支給する場合	年 月 日 から 金 円 (口額) 年 月 日 まで (月 日支払) (金 円)
	⑲ 現在までも又将来も支給しない場 合は、その旨	
うえのとおり相違ないことを証明します。		
⑳ 住所 年 月 日		
㉑ 事業主 氏名 ㉒ 印		
㉓ 電話 局 () ㉔ 番		

⑲ 分べん年月日又は 分べん予定年月日	年 月 日	分べん	分べん予定
⑲ 分べん後のときは 正常分べん又は 異常分べんの別	正常	異常	⑳ 分べん後のときは、 生産又は死産の別 ㉑ 単胎または多胎の別
㉑ 入院して分べ んしたときは、 その 期 間	年 月 日 から	年 月 日 まで	㉒ 入院費別 ㉓ 健保・自費 公費・その他
うえのとおり相違ありません。			
㉔ 職名 () ㉕ 住所 年 月 日			
㉖ 氏名 ㉗ 印			
㉘ 電話 局 () ㉙ 番			

(医師又は助産師 への注意事項)

- ①の「分べん、分べん予定」、②、③、④および⑤の欄は、それぞれ該当する文字を丸でかこんで下さい。
- ⑥の「死産」を丸でかこんだ場合は、妊娠幾箇月の死産であるかを当該欄に付記して下さい。
- ⑦の「分べん費請求書」と同じ意見を記載する場合は、⑧、⑨以外の証明については記載を省略しても結構です。
- ⑩の「分べん、分べん予定」、⑪、⑫、⑬および⑭の欄は、それぞれ該当する文字を丸でかこんで下さい。
- ⑮の「死産」を丸でかこんだ場合は、妊娠幾箇月の死産であるかを当該欄に付記して下さい。
- ⑯の「分べん費請求書」と同じ意見を記載する場合は、⑰、⑱以外の証明については記載を省略しても結構です。

私は	を代理人と定め、	年 月 日	に請求した出産手当金 及び同附加金、金 円也の受領を委任します。
本人	住所 氏名	年 月 日	印
代理人	住所 氏名		印

- 印はハッキリと押し、印もれのないように注意して下さい。
- 訂正したところには、各記載者の氏名のわきに押した印と同じ印(①から⑭までの訂正箇所には④の印、⑮から⑲までの訂正箇所には⑦の印、⑳から㉑までの訂正箇所には㉒の印)を訂正印として押して下さい。
- ⑩、⑪の(B)、⑫の(B)の㉑、⑬および⑭の期間の計算は、両端を入れて、間違いなく計算して下さい。たとえば、10月29日から11月4日までは、7日間となります。